



宮 崎 県 公 報

令和5年9月14日(木曜日) 第441号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示		頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1		
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… (") 1		
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障がい福祉課) 1		
○指定自立支援医療機関 (更生医療) の指定…………… (") 2		
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定…………… (") 2		
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の所在地の変更…………… (") 2		
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在地の変更…………… (") 2		
○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 2		
○保安林の指定予定の通知…………… (") 2		
○保安林の指定実施要件の変更予定の通知の宛先人不明について…………… (") 2		
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3		
○道路の供用の開始 (4件) ……………… (") 3		

○沿道修景植栽地区の指定…………… (道路保全課) 4
○土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 4
○土砂災害警戒区域の指定…………… (") 4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (") 4
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 5

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 5
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 6
○公共測量の実施の通知 (2件) ……………… (管理課) 6
○公共測量の終了の通知 (2件) ……………… (") 6
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示…………… (河川課) 6
○落札者等の公告 (4件) ……………… 6

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 7
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 7
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 8
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 8

告 示

宮崎県告示第 651号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション3rd Hand	えびの市向江 630-1	令和5年8月3日

宮崎県告示第 652号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてそ

の例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
つばき薬局	日向市鶴町1番地コルセ・カレ日向 102

2 届出事項

所 在 地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
日向市原町1丁目2番地1-102	日向市鶴町1番地コルセ・カレ日向 102	令和5年7月15日

宮崎県告示第 653号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
清風会クリニック	都城市	腎臓	令和5年8月28日

宮崎県告示第 654号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
訪問看護ステーションエルプラス	日向市	訪問看護	令和5年9月1日

宮崎県告示第 655号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
武石脳神経クリニック	宮崎市	精神通院医療	令和5年9月1日
アイリス薬局	宮崎市	薬局	令和5年9月1日
OUR訪問看護ステーション	宮崎市	訪問看護	令和5年9月1日

宮崎県告示第 656号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
つばき薬局	日向市	日向市原町1丁目2番地1-102	日向市鶴町1番地コルセ・カレ日向 102	令和5年7月15日

宮崎県告示第 657号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
つばき薬局	日向市	日向市原町1丁目2番地1-102	日向市鶴町1番地コルセ・カレ日向 102	令和5年7月15日

宮崎県告示第 658号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町潟上字荒柴8007-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 659号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町長井字大内4959、4966-3

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 660号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和5年宮崎県告示第589号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する高千穂町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

高千穂町役場

永野安治、永野徳子、押方身強、花田利治、興梶忠義、谷川福弥、田崎清治、奈須国生

2 通知の要旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定である。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年宮崎県告示第589号によること。

宮崎県告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年9月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字不土野字坂本1682番57地先から同郡同村同大字同字1682番58地先まで	旧	7.0～12.9	45.0
				新	12.7～41.9	45.0

宮崎県告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年9月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字不土野字坂本1682番57地先から同郡	令和5年9月14日

同村同大字
同字1682番
58地先まで

宮崎県告示第663号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年9月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字不土野字長尾谷1618番79地先から同郡同村同大字同字1618番79地先まで	令和5年9月14日

宮崎県告示第664号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年9月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字不土野字長尾谷1618番22地先から同郡同村同大字同字1618番22地先まで	令和5年9月14日

宮崎県告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年9月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字長尾 谷1618番 1 08地先から 同郡同村同 大字同字16 18番7地先 まで	令和5年9月14日

宮崎県告示第 666号

宮崎県沿道修景美化条例（昭和44年宮崎県条例第13号）第9条第1項の規定により、次の沿道修景植栽地区を指定する。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線名	名 称	区 域	修景用植物の 種類
国道 2 18号	宮水沿 道修景 植栽地 区	西臼杵郡日之影町大字七折 字仲畑地内 西臼杵郡日之影町大字七折 字飛渡地内	サルスベリ
国道 3 26号	臼杵沿 道修景 植栽地 区	延岡市北川町川内名字臼杵 地内	サクラ、ツツジ

宮崎県告示第 667号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成25年宮崎県告示第 269号、平成27年宮崎県告示第 214号、平成27年宮崎県告示第 501号、平成30年宮崎県告示第 358号、平成30年宮崎県告示第 424号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮 崎 市	山の城-2	I-1-0064	急傾斜地の崩壊
	野下-1	I-1-0141	急傾斜地の崩壊

尾 の 下	I-1-2051	急傾斜地の崩壊
福 島 京 園	I-2-0007	急傾斜地の崩壊
車 坂	I-2-0203	急傾斜地の崩壊
蓮 ヶ 池	II-1-4001	急傾斜地の崩壊
柳 ヶ 迫	II-1-4131	急傾斜地の崩壊
西山崎-1	II-1-4198	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 668号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮 崎 市	山の城-2	I-1-0064	急傾斜地の崩壊
	野下-1	I-1-0141	急傾斜地の崩壊
	尾 の 下	I-1-2051	急傾斜地の崩壊
	福 島 京 園	I-2-0007	急傾斜地の崩壊
	車 坂	I-2-0203	急傾斜地の崩壊
	蓮 ヶ 池	II-1-4001	急傾斜地の崩壊
	柳 ヶ 迫	II-1-4131	急傾斜地の崩壊
	西山崎-1	II-1-4198	急傾斜地の崩壊
	下古城-新 ②	I-1-0071-新②	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 669号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成25年宮崎県告示第 271号、平成27年宮崎県告示第 216号、平成27年宮崎県

告示第502号、平成30年宮崎県告示第359号、平成30年宮崎県告示第425号、令和3年宮崎県告示第532号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	山の城-2	I-1-0064	急傾斜地の崩壊
	野下-1	I-1-0141	急傾斜地の崩壊
	尾の下	I-1-2051	急傾斜地の崩壊
	福島京園	I-2-0007	急傾斜地の崩壊
	車坂	I-2-0203	急傾斜地の崩壊
	蓮ヶ池	II-1-4001	急傾斜地の崩壊
	柳ヶ迫	II-1-4131	急傾斜地の崩壊
	西山崎-1	II-1-4198	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第670号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	山の城-2	I-1-0064	急傾斜地の崩壊
	野下-1	I-1-0141	急傾斜地の崩壊
	尾の下	I-1-2051	急傾斜地の崩壊
	福島京園	I-2-0007	急傾斜地の崩壊
	蓮ヶ池	II-1-4001	急傾斜地の崩壊
	柳ヶ迫	II-1-4131	急傾斜地の崩壊

西山崎-1	II-1-4198	急傾斜地の崩壊
下古城-新②	I-1-0071-新②	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ネクステージ延岡店
延岡市浜町 383
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ネクステージ 代表取締役 広田靖治
愛知県名古屋市中区新栄町1丁目1番地明治安田生命名古屋ビル14階
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ネクステージ 代表取締役 広田靖治
愛知県名古屋市中区新栄町1丁目1番地明治安田生命名古屋ビル14階
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年5月5日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,234㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
敷地東側 10台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
0台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
建物南東側 45.0㎡
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 10.52㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 敷地東側及び敷地北東側
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日
令和5年9月4日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
令和5年9月14日から令和6年1月15日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間
令和5年9月14日から令和6年1月15日まで

11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、三財川筋土地改良区（西都市）から令和5年3月29日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和5年9月14日
宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

令和5年9月14日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類
公共測量（写真測量による数値地形図作成）

2 作業地域
宮崎県宮崎市田野町鷺瀬

3 作業期間
令和5年9月4日から令和5年12月8日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

令和5年9月14日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類
公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

2 作業地域
宮崎県都城市の一部

3 作業期間
令和5年9月4日から令和6年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとお

り公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年9月14日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類
公共測量（路線測量）

2 作業地域
宮崎県小林市野尻町東麓

3 作業終了日
令和5年8月31日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年9月14日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類
公共測量（路線測量）

2 作業地域
宮崎県小林市野尻町東麓

3 作業終了日
令和5年8月31日

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月14日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 河川の名称
二級河川石崎川水系石崎川

2 河川管理施設の名称又は種類
右岸堤防

3 河川管理施設の位置
宮崎市佐土原町下那珂片瀬原3452番1地先から宮崎市佐土原町下那珂和田山3888番47地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所
名称 道路管理者 宮崎市
住所 宮崎市橋通西1丁目1番1号
代表者の氏名 宮崎市長 清山 知憲

5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面の維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間
令和5年9月14日から道路の存続する日まで

落札者等の公告
一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和5年9月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る特定役務の名称
宮崎県次期文書管理システム構築・運用業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
コニカミノルタジャパン株式会社ヘルスケアカンパニー宮崎営業所
宮崎県宮崎市大工1丁目10-40 2F
- 5 落札金額
243,286,503円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和5年5月11日

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
令和5年9月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る件名
宿直及び交替制勤務職員のための寝具の賃貸借及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年8月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
小山株式会社熊本営業所
所長 和泉 亮
熊本県熊本市東区長嶺東3丁目2番55号
- 5 随意契約に係る契約金額
62,548,200円 (消費税込)
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和5年6月19日
- 7 随意契約による理由
一般競争入札の再度の入札に付し落札者がいないため。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
令和5年9月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名
初動捜査支援システムの賃貸借及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C
営業統括本部長 飯倉 義一
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額

- 169,620,000円 (消費税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和5年6月26日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
令和5年9月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名
交通切符等業務管理システムの賃貸借及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トスコ
代表取締役 橋本 明三
岡山県岡山市南区西市 116番地13
- 5 落札金額
100,168,200円 (消費税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和5年7月18日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和5年9月1日現在次のとおりである。

令和5年9月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,742人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 210,883人

宮崎県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙

権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和5年9月1日現在次のとおりである。

令和5年9月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区	110,245人
都城市選挙区	44,166人
延岡市選挙区	32,871人
日南市選挙区	14,025人
小林市・西諸県郡選挙区	14,597人
日向市選挙区	16,433人
串間市選挙区	4,768人
西都市・西米良村選挙区	8,428人
えびの市選挙区	5,056人
北諸県郡選挙区	6,829人
東諸県郡選挙区	7,224人
児湯郡選挙区	18,467人
東臼杵郡選挙区	7,395人
西臼杵郡選挙区	5,188人

宮崎県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和5年9月4日現在次のとおりである。

令和5年9月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,742人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	210,882人

宮崎県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和5年9月4日現在次の

とおりである。

令和5年9月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

児湯郡選挙区 18,464人